

## 第3回葛飾区消費生活対策審議会議事録

日 時：平成21年2月20日（金）午前9時59分から午後0時12分まで

場 所：ウィメンズパル 3階 消費者学習室

出席者：清田委員、黒崎委員、甲州委員、寒河江委員、島田委員、高橋委員、  
矢頭委員、谷茂岡委員（五十音順）

傍聴者：1名

配付資料別添

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 条例第27条の規定に基づく諮問に対する検討

会長が配付資料のポイントを説明

##### 1 ページの1番の「消費者問題の発生・拡大と消費者行政の展開」

消費者問題が大きな社会問題として意識されたのは、今から50年前の1960年代。当時は、今ほど複雑ではなく、欠陥商品にみられる「安全」の問題、「表示」の問題、公共料金が年々値上がりするといった「物価高」の問題の3本柱が中心。悪質商法や多重債務の問題は70年代に入ってから社会問題化してきた。その後は、契約の内容自体が複雑になってきて、広がりを見せていった。国は、90年代に入るまでは、大きな事故が発生した場合に消極的に対応するだけであり、国ができないことは自治体がやるということで、その典型例が東京都であった。消費者団体と都の職員がいっしょになって行政を展開し、条例を作るときも消費者参加で行った。組織も、当初は物価関係と消費生活関係と2部構成で、いろいろ経緯があり、現在は消費生活部のみとなり、職員数も減らされてきているが、今でも正規職員が200人以上いる。国については90年代に入り、規制緩和、規制改革を行うことになり、その評価に関してはいろいろあるが、明らかに消費者施策に力を入れざるを得なくなったことは確かである。その方向で、次々と「製造物責任法」とか「消費者契約法」のように新しい法律が作られた。従来は役所が使うために作られていたが、90年代以降は、消費者と事業者とのルール、言葉を変えれば、消費者が使うことができるルールが多く作られている。

##### 2 ページの2番の「葛飾区の現況」

主として人口動向を中心に書いているが、中間報告のときは、これだけではなく、農家や商店街等の現況についても追加する必要がある。

##### 2 ページの3番の「葛飾区の消費者行政を考える際の基本的視点」

葛飾区にとって、条例の重要性について確認

次に、消費者行政推進の際の留意事柄を書いてあるが、これは、ある自治体が条例をつくる際に、東京都がやるべきことを多く盛り込んだら、結果的には予算や人員が足りずに、何もできなかったということもあるので、国、都、市区町村の特性について、十分に認識しておくべきということである。

### 3 ページの 4 番の「葛飾区消費者行政が早急に取り組むべき施策」

少子高齢化により地域社会に高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えていることから、消費者被害の防止・救済は、基礎的自治体の仕事であると認識しておく必要がある。高齢消費者被害の早期発見については、葛飾区においても、すでにスタートしているが、問題は、早期に発見した場合に、そのあと、いかに対応していくかという点にあり、まだまだ不十分である。例えば、この点で先行している中野区では相談員が現場に急行し、速やかに対応している。発見するだけでなく、そのあとの対応についてもシステムを作っておく必要がある。また、成年後見制度の活用支援ですが、全国に先駆けて、条例に「成年後見制度の活用等」を明記した以上、具体的な施策にどのように取り組んでいくかが当審議会の大きな課題である。

### 5 ページの 5 番の「安心・安全に暮らせる地域社会の構築」

ひとり暮らしの高齢者の増加等に伴い、例えば、家庭電化製品が故障した」「住宅のリフォームをしたい」場合にどこにいけばいいのかという場合に、地域全体で取り組むことができる体制づくりが必要であると考え。この点は、国や都に比べたら、基礎的自治体である市区町村のほうがやりやすいと考える。

#### 各委員の意見交換

- 「消費者庁の話もでていますが、国の自治体支援施策として基金の設立の話がでてい。ただし、この支援を受けるためには、施策が必要であるとともに、人件費も対象外とされている。いくつかの費目があるので、その費目に該当する目玉を作る必要がある。逆に言うと、かなり具体的目標ができたとも言える。うまくアイデアを出して新しい施策が設計できればと思うが、ただ、この支援策の使いにくい点は、3年間の限定であることと、東京都の基金を活用することから、都内の全自治体からあげられた総事業費の半額とされていることである。特に、3年間に限定されていることから、この期間を終わったあとは、区としてどうするのかということも、あらかじめ考えておく必要がある。センター1階の展示室のリニューアルなども検討価値は十分にあるものと考え。大学に対する国の支援等も、最近では、何かアイデアを出すと、割合と予算がつく傾向にはある。そういう意味で、当審議会の責任は重大であると考えている」
- 「目玉としては、大学の連続講座が良いのではないかと。何年かやって資格をとらせる、あるいは修了資格みたいな本当の専門資格でなくていいから与えるといったことを考えたらどうか。環境課ではよくやっている。話合いの場がたくさんないと、皆のところにはなかなか通じない。われわれが運動をしているだけでは、末端の被害に遭うような人のところまでは十分に届いていないのが実態。今年度は、条例が施行され、何か、目玉みたいなものを作ったらどうか。男女平等でもお茶の水女子大との連携講座を毎年行っているように、大学との連携講座を行ってみてはどうか。必ずしも地元の大学でなくてもいいと思う。単発でなく、連続できる勉強会、ある程度、専門的な知識を持ちながら、区民にも話し合える力をつけてあげればいいのか。」
- 「法律は120分を1回やったくらいでは伝わらない。最低5、6回は必要であり、そのためには、行政と大学とが組織的に提携をし、大学側が提案した内容に対して、行政が意見、知恵を出して、双方でカリキュラムを作る必要がある。一般的に、今

の講座は点であって、つながっていない。1回くらいでは身につかない。自治体、大学の片方だけが負担の大きいものは、ほとんど失敗している。今は、先ほども言ったように、国の大学への支援もチェックポイントがいくつかあり、その中に、地域社会への貢献ということが入っていることから、大学自体も地域社会に貢献することがプラスという時代になってきている。だから、こういうことをやるのが双方にとって意義があるというものを使ったほうがいい」

- 「消費者教育の中身には、二つの考えがある。ひとつは生活の知恵を育てるというタイプ、具体的には小中学校でも行っている衣・食・住に関連したもの。もうひとつは、消費者はもっと賢くなるということで、これが今は大変な時代になっている。私は、世代的に学校では法律を習ったことがないが、かといって知らないわけにはいかないというジレンマがある。社会に出ながらそれを学ぶのは、いくら講座を開いても、無理ではないかと思う。逆に、国は、監視や摘発の体制を整えるべきではないかと思う。仮に予算が有るのなら、監視や摘発、処分に予算をかけるべきだと思う。大学との提携についてですが、以前、新聞で見たが、東京都が学生に不当な広告の調査協力を依頼した業者を処分したことなどはとても効果的だと思った。詐欺に近い広告や訪問販売などする業者がいるのだから、法に則って調査し、警察と連携するなどして、摘発していくことが大切だと思う」
- 「いまは法の質的变化が進行している。契約や民法などの教育は難しい。勉強しても身につくのは難しいが、次の世代は確実に身に付けなくてはいけない状況になっている。3年後には高校でも契約教育が始まる。それに対して、どのように支援するかという問題が出てきている。監視強化についての発言があったが、私も国や都との間でいろいろ仕事をしてきたが、行政はよほど動機がないと動かない。動かすには消費者団体や消費者が賢くないと動かない。全員でなくても理解しているグループがどこかにいないといけない。また、消費者団体訴訟制度ができたが、うまくできるかどうかはわからない。主役は消費者で、消費者そのものが賢くなるというか、社会や国、行政を動かすのは消費者なんだという発想が必要である。国も、今はパブリックコメントを求めるようになっているが、それを消費者側が提案できなくてはいけない。すべての消費者でなくても、そういうことが出来るグループを育てなくてはならない。区の行政の中では、消費者行政は、従来は後ろ向き行政であったともいえるが、現在はやりようで、こんな大きな行政はない。基礎的な自治体としては、高い理念を持って消費者行政を行っていくべきと考える」
- 「教育がいないというわけではないが、どうやったら、消費者が自覚し、武器を身に付けることができるか、法律の中で具体化できるかというのが大切だと思うが」
- 「私は小中学生、高齢者等いろいろな世代に話す機会があるが、率直に言って、小学生などはそれなりに話に食いついてくれる。一家にひとりの理解者でも、あるグループで最低限ひとりでもいい。何か被害が起こったときに、そこを通じてしかるべきところに連絡がいくしくみを作ることが必要である。小中高世代に教えないと効果が薄い。これは1つの考え方である」
- 「それは素晴らしいことである。子に教えられることは多いし、子どもから「お母さんそれは違うよ」と教えられることは大変効果的である。葛飾区には、中学生がどのくらいいるかわからないが、教育に的を絞った対策は緊急に行ってほしい」

- 「法教育については、こんな事例があって、悪質商法に引っかからないという情報提供などの浅い教育だけでなく、欧米社会などは宗教に基づいて行動を律するというものがある。日本では、なぜ法があるのか、なんのために法を守るのかというリーガルマインドについて教育の中に入れないと、極端な話し、法を悪用するものも出てくるかもしれない。小中学生の教育にはそういう視点が必要だと思う。大学の先生が教えることはそういう意味もある。これは、区の施策で求めるのではなく、国家的な問題かも知れないが」
- 「そのとおり。国が今作っている教科書は、なぜルールが必要かというところから作っている。こういうことに気をつけようということだと、それしか残らない。グローバル化の進行で、日本も、頼りになるのは自分であると言う社会になりつつあり、ルールが重要になっている。例えば、契約社会では、印を押さなくても、口約束で契約は成立するんだということなど」
- 「全体的には、大変すばらしいたたき台であると思う。その中で、私は、成年後見については大きな柱であると思う。弁護士は敷居が高い。司法書士さんのほうが身近に感じられ、相談もしやすい。お年寄りも、警察が止めても振り込んでしまった信頼の中で生きているので、携帯や通信手段を悪用した詐欺などに関して、特に高齢者対策が早急に必要だと思う。5ページにある消費生活支援専門員の制度については、これをどうするか、いろいろ知恵を出す必要があるが、財政的な問題を考えると、強力なボランティア制度を活用して費用のかからないようにして、早急に立ち上げるべきではないか」
- 「先ほど提案のあった勉強会と資格を与えてやる気を起こさせるということについては、非常に賛成。区内でなくても、近隣の大学の先生を呼んで、勉強会を開いて、地域の方の知識のレベルを上げていただきたい。都のマスター講座について、自分でも調べたが、4ヶ月で13回、時間は夜2時間、全部参加が前提、無料。区で予算が組めないのなら。葛飾区でも、受けるよう声をかけて、これを受けたら、何かマークを与え、最終的には一家にひとりが目標ですが、まずは町内会でひとり、また、町内会で知識を持ってもらっている方に、小さな講座を開いてもらい広めるのも一つのやり方ではないかと思う。また、動ける方は、いろいろな所に出かけられるが、ヘルパーの必要な高齢者は、それが難しく、電話などの詐欺にもかかりやすい。毎日通ってくれるヘルパーさんに対する勉強会も必要ではないか。また、センターは利用しにくい場所にあるので、皆さんがよく行く区役所の中や、駅前のヨーク堂とか今回できる金町の再開発ビルの中に、定期的でなくとも何かの度に行ける場所ができるといいと思う」
- 「金町の再開発ビルに移転できる可能性はあるのか」
- 「このセンターも長い時間をかけてできた状況もあり、行政の立場からは、あるものをもう一つ作るということは難しく、現実には、このあるものをいかすことになる」
- 「その辺は知恵を借りないといけませんが、ある意味恵まれており、これだけのセンターをもっているところはあまりない。1等地かどうかはわからないが、そんなに不便な場所にあるとは私は思っていない。今、私がかかわっている多摩地域には、センターがなく、市役所の中の10畳ぐらいの部屋で業務をしているところがある。何かあったら来てくださいと言われたって、それは敷居が高い。そういうところと

比べたら、このセンターは、どのくらいの広さがあるかわからないが、率直に言って、最初に展示室を見たときに宝の持ち腐れだと思った。ベストを考えれば、アクセスしやすい所にセンターを置くのがいいとは思いますが、展示室をリニューアルすることで、さしあたりは、効果的な空間になるのではないかと考えていますが。さきほど話が出た国の支援策において、センターを新しく設けるといったセンターがらみの費目があるので、これを活用しない手はない。センターのリニューアルであれば、3年あればできる。それと、中間答申案にも書いてあるが、この展示室にある図書類特に、法律に関してはすべて旧法である。理屈から言えば、センターの図書を調べて、そこに書いてあることをやったら、違っていたような場合は、区の責任になる。誤情報を発信したということで。そのあたりを考えると、相当工夫をする必要がある。かといって、今は、消費者問題に関する図書類は、たくさん出ているので、これを全部購入していたら、いくら予算があっても足りない。いずれにしても、かなりの工夫を要すると思う」

「区は、かつては、消費生活センターは要らないと言っていたが、私たちが安心してくらししていくためには、どうしても話し合う場所が必要であるとして運動を続け、やっと20年前にセンターができた。当時は、場所のことなど言ってる状況ではなく、この場所が嫌なら、やるなと言われ、徐々に発展させていくしかないと考えた。確かに、20年経っても中身はあまり変わっていないかも知れないが、20年前に比べれば、少しずつだが充実してきているし、予算的にも他区に比べると恵まれている。消費生活条例もでき、これも1つの目玉だと思う。理想は理想として頭に入れる必要があり、そういう勉強をしていくためには連続講座がいいと思う。単発講座では効果がない。あるいは、大学というとなかなか人が集まらないけれど、専門的なこともやってもらいたい。講師派遣制度もあるので、うまく活用すれば1つぐらい、新しい講座もできるようになると思うが。それから、成年後見制度の活用ということは、他にないので目玉にして充実させていくべきと思う。安全安心に関しても農家が取り組んでおり、今年はブルーベリーを作って観光農園としてアピールしたとのこと」

「今、いくつか目玉候補みたいなものが挙がり、一番大きいのが安全・安心に暮らせる地域社会づくり、それから、身近な例としてはセンターをどのようにリニューアルするか、連続講座の実施、成年後見制度の活用などであった。もう少し具体性のあるものに絞っていく必要がある。特に、成年後見制度の活用については、いろいろなところが取り組んでいるが、私が見る限り、弁護士会よりも、司法書士会が組織しているリーガルサポートのほうが先行しているように思う。この制度は、一般的にみて、内容の紹介、情報提供などを行う段階はすでに過ぎている。利用するときどこへ行けばいいのか、後見人はどのような人になってもらえるのか、利用するとしたら、どのくらい費用はかかるのか、などといった具体的に利用する者にとって必要な情報を提供する段階にきている。行政として可能かどうかかわからないが、リーガルサポートと区とが提携するというのも1つの考え方だと思うが、そういうことは可能であるか」

「協定を締結するということであれば可能かと思う。成年後見制度の利用が進んでいないという問題と、利用が進んだ場合、どうなるのかという問題が考えられる。ま

ず、利用を進めていく上で、どこが利用できていないかといえば、軽い認知症、知的障害、精神障害で就労もされている方の利用度が少ない、もしかすると、そこが1番消費者被害のターゲットになるところではないか。もし消費者被害の視点でやっていくとすれば、その利用度をどのように上げていくかということになる。これについては、成年後見制度の観点からいろいろなアプローチをしているが、知的障害者、精神障害者は親との結び付きが強く、親がなかなか踏み切れないという現状をどのように打破していくかという問題が1つある。それから、高齢者の場合は、第三者の後見人を入れるということに抵抗感があるという問題もある。第三者に頼む場合、お金がかかる、これについて、公的な制度として成年後見制度利用支援事業がある。これは、国、都道府県、市区町村の3者の持ち合いで利用できるが、都道府県がメニュー事業のため予算化しておらず、使われていないのが実態である。なぜかと言えば、利用すべき潜在需要が多すぎて、こわくて予算化できないためと思う。そこで、低所得者層に対して、どのように支援をしていくかということで、今クローズアップされているのが市民後見人、東京都で養成事業を行っており、具体的には皆様のような意識の高い方を後見人として養成し、毎年選考して葛飾区であれば葛飾区社会福祉協議会の帰属にし、そこから家庭裁判所が選任をすることになる。裁判所は、今まで消極的であったが、現在では選任の方向で動いており、条件として低所得者を対象とすること、社会福祉協議会がバックに監督人として付くことが求められている。基本的には、消費者被害の観点から言えば、そういった形で、情報をどんどんフィードバックしていく、地域の方々に情報を流していくといった消費者行政特に市町村が行う申立て、つまり身寄りのない人たちは家族がないために申立てができない、そういう場合は区が申立てを行うことができるが、葛飾区はかなり申立て件数が多い。そこで、考えるのは、先ほど話が出ていた3年間限定の予算をどうように使うかということだが、大学の連続講座が1つの有力な候補として挙げられている。これは、一般区民だけを対象としたのでは、ちょっともったいないと思う。それで終わらずに、先ほど発言があったように、資格のような何かインセンティブを与えて、それを消費者行政の中に取り込んでいくようなしくみをつくる、例えば、支援専門員のボランティア型のチームをつくる、また、相談者のグループもつくる。そこに情報を提供していくという1つのしくみができるといいと思う。このしくみの立ち上げに、この3年間の予算が使えるといいと思う」

- 「今話しがあった後見人には専門家後見人と市民後見人の両方でいくという考えもあると思うが、葛飾区では市民後見人の養成として何かやっているのか」
- 「区によっては独自にやっているところもあるが、葛飾区は独自ではなく、東京都で養成した合格者を数名社会福祉協議会に帰属させており、噂によると、この中から1名選任されたということです。今後、人数も増えていくと思うので、まずは受け皿を増やすことと選任件数を増やしていくことと考える」
- 「先ほど言った連続講座というのは何も大学と限定する必要はなく、例えば、リーガルサポートと提携して後見制度だけを取り上げて、5、6回でやるということも考えられる」
- 「今出ているような話しは、区民の中にたくさん流れていて、ひとりの人が知っているのではなく、個々の人がいかに能力アップするか、いろんな情報を得ることがで

きるようになることが、これから大事であると思う。そういう点で、柔軟な頭を持った若い人向けに、今こういうことがあるという教育も大事であるし、また、一般の方向けに、葛飾区だけではなく、国や都でも今こんなことがあるということを知らせることもセンターの大切な役割であると思う。先ほど連続講座の話もあったが、楽しくていいですよ、この話しは、是非ここに来て聞いてくださいといった内容のもの、リニューアルも中身を含めてやってもらえればと思う。ここに書いてあることをすべてやってほしいので、絞るのは難しいが、私としては、若者をターゲットにすることと、大人の方に、是非ここに来ているんなことを知ってもらうことをやってほしい」

- 「私たちの回りにも、かなり一人暮らしのお年寄りが多いので、私たちも成年後見制度の具体的な活用のしかたについて、少しでもわかるように勉強したい。大学と連携した連続講座はいい。私は孫が高校生で、よく勉強させられている。消費者行政の支援専門員の話ですが、やはり、専門的な知識を持った方が1人でもいると、ありがたい」
- 「行政では3年ぐらいで人事異動がある。だから、そういう人たちが消費生活センターというものをどれだけ理解しているかで、仕事の進め方も大分違ってしまう。消費生活センターを全く理解していない人が来る場合もある。相談員に対しても、かわり方が違うと思う。ちょっと、話しは違うが、先ほど振り込め詐欺の話が出ていたが、詐欺とかは警察の範疇であり、消費生活というのは、少し違うと思う。法律を踏まえて対応しなければならず、そのために相談員さんがやっていると思う。先ほど、葛飾では警察がかなり相談を受け活躍している話があったが、どのような相談があり、対応しているのか教えてもらいたい」
- 「詳しいことはわからないが、報告によると、警察では、センターでとらえているものよりも大きい数字を把握しており、びっくりした。警察にそんなに行っているかと。私たちはセンターだけかと思っていたので。今は、地域の警察も動いて、悪質商法とたたかっていると思う。決して、権威を振りかざすようなことはしていないと思う」
- 「摘発とかの話もあったが、それをやればやるほど、ひどい手口が出てくると思う。悪質商法をやっている人は、結構賢くて意外とわかってやっている。それに対抗するためには、みんなが賢くなる必要がある。これからは、消費者教育が非常に大事になってくると思う。小中学校を対象に、どんどんやっていかななくてはならない。それと、高齢者が消費者被害に遭わないようにするためには、どのように守っていくかという2本柱でやっていければと思う」
- 「センターは法律論と言われているが、実は日本の消費生活センターにおける相談員による解決というのは、制度的にはこんなに脆弱なものはない。相談員というのは法的には何の権限もない。だから、法律論ではないと考える。当事者互譲のために中に入るだけであり、場合によっては情報提供、クーリングオフの使い方がわからなければ、それを使えるようにすることが相談員の仕事である。相談員の中には、自分は法律家の一員であると錯覚している人もいる。ここまで言うならば、弁護士資格を取りなさいと私は言っている。その辺、若干危ういので、行政もこの危うさを認識しないと、今、業者も行政を訴えるケースが増えているので。それと、先ほ

どから話しがでている警察がどう絡むかであるが、センターのリニューアルとか拡充するときにも、やはり冷静に考えておく必要がある。ただ、本来、裁判制度がやるべきことを、日本では裁判制度の使い勝手が悪いことから、その肩代わりに行政が消費生活センターという形で対処してきたという面がある。相談員は、非常に大変な職業であり、法律を勉強しなくてはいいけないが、法律家ではないので、それをストレートに使えないという状況がある。その点まで視野に入れてセンターの拡充を考えないと、えらいことになる時代である。消費者については身を守る武器がどんどん増えているが、法律の専門家ではない相談員がそれに対応できるかという問題がある。かつては、国が立法に熱心でなかったため、相談員も法律の知識がそんなに要らなかった。むしろ、説得すればいい、生活実感というような消費生活者としての知恵・知識のある人のほうがよかったが、今のように、法律がどんどんできると、限りなく法律専門家的な知見を身につける必要がある。しかし、法律家ではない。ここのバランスをどのようにとるか。相談員という資格が今後、残るのかどうかという問題も出てくると思う。一部には、弁護士や司法書士さんが増えることから、このような法律の専門家を使えばという話しも、今後出てくる可能性がある。すぐには変わると思わないが、そのくらい今は激動期であることは間違いない。それから、連続講座の話したが、よく出てくるのが資格を取った人の有効活用ということである。経験から言うと、東京都のステップアップ講座というのは、地域のリーダーを養成するという名目で3年かけてやった。ここを修了した人で、自分は消費者問題の専門家であると言っている人がいるが、率直に言って、あの程度の勉強では専門家は無理である。そのあたりは、行政も制度設計するとき、これを受けたら、こうですよという動機づけはいいが、あまり過大な期待を持たせるべきではないと思う」

- 「権利に関する資格ではなく、勉強したことに対するはげみということで、少し勉強したので、皆で話し合うときに中心になれるといったぐらいの希望を持たせる意味合いである」
- 「講座を修了したら、修了者の会みたいなものを組織して、何か勉強したいというようなときには、呼んだ講師に対する講師謝礼を区が負担するといったしきかけは考えられる。それに似たようなことは、世田谷区や杉並区でやっているのではないか。頑張ったときにどうなるかということで、具体的なものが何か必要であることは確かである」
- 「私たちが最初にやったのは、区の消費者講座を受講し、1年間やって、このまま別れてしまうのはもったいないということで、勉強会をやらうとなつたのが、消費者の会の発足した経緯である。関心を持った人たちが集まらないと先に進まない。それ以来、なかったもので、いろいろな角度から、あまり難しくない講座をやったらどうか。1年間通してやれば、その中で、どれが必要かということもわかってくるはず。消費者運動の活性化ということからも、是非やってほしい」
- 「意識の問題だが、専門家の中には、国や都の仕事は引き受けるが、区市町村の仕事は受けないという人もいる。そうすると、持続的に何かやらうというのは、単にお金だけではなく、望ましい形のものを組めるかという問題はある」
- 「センターのリニューアル問題が先ほどから出ているが、法律を身につけた子どもた

ちを育てていくために、ここを消費者教育のためのセンターの機能を中心に据えれば、お金も出るし、人も集まるのではないか。それから、成年後見制度の話で、社会福祉協議会が中心にあるなと思ったが、私も自治会活動をしている中で、民生委員が大変な仕事をしているのもわかるし、社会福祉協議会にお金が集まらないのも知っている。1度、社会福祉協議会に来てもらって、いろいろ実態を聞いてみたいが」

「皆さん、あまり知らないだろうと思うので、そういう意味でやる意味はあるかと思う。その場合、社会福祉協議会がここで話しをするとしたら、市民後見人の話しと地域福祉権利擁護事業という、成年後見制度を少しコンパクトにした財産管理制度についてになるかと思う」

「先ほども言ったが、福祉行政と消費者行政とは、文字どおり縦割りである。住民からすれば、総合的に聞きたいと思う。双方を睨んだ上で、連続講座を組織して、それを住民に伝えるということは可能であるし、必要かと思う。もし、来年の春ぐらいに編成できるとしたら、将来、大学との提携があるとしても、とりあえず、福祉行政と消費者行政とを全部睨み、住民サイドから何が必要かということから、別に6回と限定せず、必要な回数のを連続でやってみるというのはあると思う。それから、センターリニューアルは、何をターゲットに、何を目的にしてやるかを明確にする必要がある。1つは、小中学生の教育ということで、1番早いのは半日でもセンターに来れば、消費者問題は何かというようなことをわかるしくみを作っておいて、区教育委員会に協力してもらい、生徒に来てもらい、生徒が来たら、ちゃんと教育できるような空間にしておくというのは1つの方法だと思う。高齢者というのは、大人の言うことは聞かないが、孫の言うことはよく聞く。ということは、小学生、中学生の教育というのは、間接的には高齢者擁護にも役立つのです。高齢者と若者というのではなく、双方がリンクしてくるような仕組みを作っていけるといいと思う。それから、センターについて、私が実施している大学生のセンター訪問報告書をもて、被害にあったときの駆け込み寺というように誤解をしている人が多い。もし、中学校あたりが協力してくれれば、授業でなくても、社会科のときにセンターを見て、訪問報告書を書かせるといったことでも十分に知らせていけると思う。このようなしくみも作ってほしい」

「別紙4の1の「自治会・老人会」の後ろに婦人団体も入れてほしい」

「このような追加、修正等があったら、事務局に口頭で言えばいいか」

「今日の分は書き込んだが、他に何か出てきたら、電話、ファックスで事務局に知らせてほしい」

## (2) 今後のスケジュール

今年度については、時間的に開催が難しいことから、本日出たいろいろなご意見を踏まえ、4月22日(水)午前10時から開催し、確定案をとりまとめることを確認した。この間に何か気づいたことがあれば、事務局に伝えることも確認した。

## 3 閉会